

平成22年度 後期高齢者医療保険料・国民健康保険税

特別徴収の方は4月から仮徴収が始まります

後期高齢者医療保険料または国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）の方は4月から平成22年度分の徴収が始まります。

（平成22年1月29日までに、納付方法を普通徴収に変更の手続きをした方を除きます）

□保険料（税）の特別徴収の方法

新しい年度になってしばらくは、保険料の算定の基になる市民税の課税、非課税の別や、所得金額が確定しないため、年間の保険料額を決定することができません。

このため、年金から保険料が天引きされる方は、4月・6月・8月分を仮徴収として平成22年2月分と同額

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の特別徴収の方法

納付月

4月
6月
8月
10月
12月
2月

- 平成22年2月に特別徴収（年金天引き）された方はその金額と同額を徴収します。
- 初めて特別徴収される方は、平成20年中の所得金額等を基に仮の保険料を算定して、その2分の1の金額を徴収します。
- 平成21年中の所得金額等を基に、今年度の保険料を本算定して、すでに納付された仮徴収額との差額を徴収します。

を暫定で年金から天引き、10月分以降で1年間分の調整をします。

また、平成22年4月から特別徴収が新たに始まる次の方には、保険料（税）の「仮徴収額決定通知書」を送ります。

○平成21年8月2日から10月1日までに後期高齢者医療保険に加入した方

○国民健康保険の世帯主の方が、平成21年8月2日から10月1日までに65歳となり、国保加入者全員が65歳となった国保世帯

□特別徴収から口座振替への変更

変更の申請手続きはいつでもできます。ただし、特別徴収の中止は手続きの日によって変わりますのでお尋ねください。

●普通徴収（納付書・口座振替）の方は、6月からの納付となります。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎75-21159

議会例会

平成22年度当初予算など可決

多久市議会3月定例会が3月4日から24日までの会期で開かれ、29の議案について審議・可決されました。主なものは次のとおりです。

▼市長及び副市長の諸給与条例及び多久市教育長の諸給与条例の一部を改正する条例

市長、副市長、教育長の給料が減額して改定されました。

改定後の月額給料は、市長81万3千円、副市長65万2千円、教育長57万1千円になります。

▼多久市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

職員の退職後、在職中に懲戒免職処分相当する行為を行った事実が判明した場合に、退職金を支払わなかったり、返納請求することができるようになります。

▼平成22年度一般会計予算

歳入歳出総額は97億1千万円で、前年度当初予算と比較して5億9千万円、6.5%の増となりました。

▼平成21年度一般会計予算（第6号）

国が設立した「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」事業として、地域情報通信基盤整備のための事業者への補助金、総合運動場給水管改修など、「地域活性化・公共投資臨時交付金」事業として市庁舎外壁等改修、瓦川内橋架け替え工事などを実施します。7千325万3千円を増額したため、補正後の予算額は歳入歳出総額99億9千688万9千円となりました。

▼多久市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

ふれあいバスのフリー定期乗車券の種類を増やしました。
4月からご利用いただけます。

（くらし部経営統括室）

☎75-21113でお尋ねください

○大人（中学生以上）

6か月11万円・3か月11万6千円

○小児（小学生以下）

6か月5千円・3か月3千円